

第10 感染症対策物資の確保に関する事項

1 基本的な考え方

個人防護具等の感染症対策物資等については、感染症の予防および感染症の患者に対する診療において欠かせないものです。特に新型インフルエンザ等感染症等の全国的かつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際には、感染症対策物資等の急速な利用が見込まれるため、平時から感染症対策物資が不足しないよう対策を構築することが重要となります。

2 感染症対策物資等の確保の方策

本市は、新興感染症等の発生およびまん延時に、感染症の予防および感染症対策に資するよう、平時から個人防護具等の備蓄および確保に努めます。